

## 資料3

### 吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案） （令和5年（2023年）4月1日移管分）

吹田市は、「吹田市公立保育所民営化実施計画」に基づき、民営化する吹田市立保育所の移管を受ける事業者（以下「移管先」という。）を募集します。

#### 1 移管する保育所と所在地等

保育所名	吹田市立岸部保育園
所在地（住居表示）	吹田市岸部北2丁目2番2号
定員	112人
開所年月日	昭和47年5月1日
敷地面積	2,042.83 m <sup>2</sup>
建物構造・建築年次	R C造 2階建 昭和47年建築
建物面積	556.49 m <sup>2</sup>
園庭面積	800 m <sup>2</sup>

#### 2 移管実施日

令和5年（2023年）4月1日

### 3 応募資格

(1) 令和2年4月1日時点において下記のすべての条件を満たすこと。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園もしくは学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下、「保育所等」という。）を北摂地域（本市、高槻市、茨木市、豊中市、池田市、摂津市及び箕面市）にて、現に運営している社会福祉法人または学校法人であること。

イ 開設の届出日から3年以上、保育所等を現に運営していること。

(2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有する事業者であること。

(3) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する事業者であること。

(4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年9月28日条例第50号）第7条第1項第2号に基づき、移管先になろうとする者が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

### 4 移管方法

(1) 保育所用地について

吹田市立岸部保育園の保育所用地は大阪府が所有しています。移管先は、移管実施日から10年間、大阪府から毎年度の行政財産使用許可を受ける必要があります。移管後10年間経過した後は、大阪府と保育所用地の買い取り等について協議を行うこととします。市は、移管先に対して移管後10年間使用料相当額を助成する予定です。

なお、令和2年度の使用料は年額5,602,900円（使用料は毎年度改定されます。）です。使用料については、前年度中に全額を大阪府に納付しなければなりません。

(2) 保育所建物等について

市は、移管先に既設保育所建物やプール、遊具、備品等（以下、「建物等」という。）を現状のまま、無償で譲渡します。

(3) 保育所の使用用途について

使用許可を受けた土地及び無償譲渡を受けた建物等については、許可なく

保育所の用途以外に使用できません。

(4) 建物等についての譲渡手続きについて

無償譲渡を受けた建物等については、移管先が表題部登記、所有権保存登記後、直ちに移管先の基本財産に編入するものとします。

(5) 土地及び建物等の維持管理について

移管後の土地及び建物等の維持管理については、移管先が責任をもって自己負担で行うものとします。

## 5 移管条件

(1) 保育所運営について

児童福祉法等の関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき保育を行うこと。また、移管予定の保育所で実施している保育内容等の継続性を踏まえ、別紙 1「保育所運営に関する条件」に定めた項目を履行し、移管先自らが移管を受ける保育所の運営を行うこと。

(2) 保育内容等の引継ぎについて

園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行い、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎのために、別紙 2「合同保育と引継ぎ保育について」に基づき、移管前に合同保育を実施するとともに、移管後に引継ぎ保育を行うこと。

(3) 三者懇談会について

移管先決定後、市・保護者代表・移管先による三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ること。

三者懇談会の設置期間は、原則として、移管の 5 年後までとし、三者懇談会の三者のうち、いずれか一者から要請があった場合に、随時、当該懇談会を開催できるものとするほか、懇談会の運営方法等については三者で協議するものとします。

(4) 民営化園の評価及び民営化効果の検証について

市が民営化後 1 年以内に実施する保護者アンケート等により、移管先の保

育状況等を確認し、公表する等の民営化園の評価及び民営化効果の検証に協力すること。

民営化後概ね 1 年以内に福祉サービス第三者評価事業の受審を進めること。また、評価結果を公表すること。

(5) 保育所名、クラス名について

保育所名については、「岸部保育園」の名称を残すこと。また、クラスについても現在、使用しているクラス名を残すこと。

6 審査等

(1) 移管先の審査は、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかどうかを別紙 3「移管先選定に係る審査項目」に沿って以下のとおり吹田市民営化保育所移管先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査します。

ア 書類審査

提出書類の審査を行います。応募多数のときは、書類審査により事業者数を限定することとします。

イ 実地調査及び面接調査

応募事業者が現在運営している保育所等への視察及び面接による審査を行います。面接時に審査項目について応募事業者から企画提案を受けることとします。

ウ 最終審査

提出書類、実地調査及び面接調査を総合的に判断し、選定委員会が、移管先を選定します。また、選定事業者に次いで高い評価を得た事業者を次点事業者とします。なお、次点事業者の資格は移管実施日の 1 年半前までとします。

※ 選定事業者名については、最終審査終了後に本市ホームページ等で公開を予定しています。

- (2) 市は、この選定結果を尊重し、移管先を決定し、速やかに移管先と移管に関する協定書を締結します。

## 7 応募の手続等

### (1) 申込書等の配布

#### ア 配布期間

令和3年2月5日（金）から令和3年2月26日（金）まで  
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

#### イ 配布場所

吹田市児童部子育て政策室政策グループ

なお、申込書等は市ホームページからもダウンロードできます。

### (2) 説明会ならびに吹田市立岸部保育園見学会

応募する事業者は、必ず説明会には参加してください。

#### ア 日時

令和3年2月14日（日）午後1時から

#### イ 場所

吹田市立岸部保育園 2階遊戯室

- ※ 岸部保育園遊戯室にて説明会を行い、終了後に見学会を実施します。
- ※ 保育所には駐車場がありませんので、近隣の駐車場を御利用ください。
- ※ 見学会は希望が多数の場合、日程調整をすることがあります。
- ※ 説明会ならびに見学会への参加申込は、「説明会ならびに見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、令和3年2月10日（水）午後5時30分までに吹田市児童部子育て政策室政策グループまで **E-mail** または **Fax** でお申込みください。（受付後に確認の御連絡をいたします。）
- ※ 説明会ならびに見学会への参加は、1事業者につき2人以内といたします。  
なお、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用と施設の出入時には、消毒の徹底をお願いいたします。また、来園前に体温が37.5度以上ある場合、または、呼吸器症状がある場合は参加を中止し、参加人数や参加者の変更等を当日の午前10時までに児童部子育て政策室までご連絡ください。

※ 審査までの現地確認は、本見学会のみですので御注意ください。

(3) 質問書の提出及び回答

ア 提出期間

令和3年2月5日(金)から令和3年2月17日(水)午後5時30分まで

イ 提出方法

「応募に係る質問書」に質問事項を記入し、E-mail または Fax にて提出してください。

ウ 提出先

E-mail hoiku\_sesk@city.suita.osaka.jp

F a x 06-6368-7349

(吹田市児童部子育て政策室政策グループ)

エ 回答

質問に対する回答はホームページにて公開します

(4) 申込書等の受付

ア 受付期間

令和3年2月18日(木)から令和3年2月26日(金)の  
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分を除く)  
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

イ 受付場所

吹田市児童部子育て政策室政策グループ

ウ 提出書類

別紙「吹田市立岸部保育園の移管を受ける事業者申込書」及び  
同申込書に定める各種書類

エ 提出部数

15部(正本1部、写し14部)

※ 上記、受付期間経過後は受け付けません。ただし、受付期限までに応募がなければ、1週間程度受付期限を延長する場合があります。

※ 提出は持参によるものとし、郵送等での受け付けはしません。

- ※ 事前に本市に提出日及び提出時間の電話連絡が必要です。
- ※ 資料等の追加を依頼することがあります。
- ※ 応募に関し必要な経費は、応募事業者の負担とします。
- ※ 受付後に、申請を辞退する場合は、別紙「辞退届」が必要です。

## 8 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、吹田市情報公開条例の規定により公開することがあります。
- (3) 移管にあたっては、吹田市長の保育所設置認可を得ることとし、設置認可に要する経費は、移管先の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽、不正があった場合や応募者及び応募者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、その他不正な行為があった場合は、失格となることがあります。
- (5) 選定後において天災などのやむを得ない場合を除き、市の許可なく移管先が無断で計画の変更を行うことはできません。違反した場合、市が移管先の決定を取り消すことがあり、その際に生じた損害について移管先は責めを負うことになります。
- (6) 保育所を民間に移管する場合、市議会の承認が必要になります。万が一、市議会の承認が得られなかった場合には移管は延期または中止しますが、それに伴い移管先が損害を被った場合でも市は責めを負いません。
- (7) 私立保育所等に対する主な助成制度については、「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領」（参考資料1）を、合同保育に対する助成制度については、「吹田市公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付要領」（参考資料2）を、福祉サービス第三者評価受審に対する助成制度については、「吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付要領」（参考資料3）を参照してください。
- (8) その他、必要な事項は別に定めます。

9 移管スケジュール（予定）

令和3年3月 移管先決定、協定書締結

令和3年4月 三者懇談会設置

令和4年4月 合同保育開始

令和5年4月 移管先による運営開始、引継ぎ保育開始

10 問合せ先

吹田市 児童部 子育て政策室 政策グループ

住 所 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電 話 06-6384-3104（直通）

F a x 06-6368-7349

E-mail [hoiku\\_sesk@city.suita.osaka.jp](mailto:hoiku_sesk@city.suita.osaka.jp)



## 保育所運営に関する条件

移管後の運営に関して必要な条件は以下のとおりとし、協定書に定めることとします。

### 1 関係法令等の遵守

関係法令等を遵守すること。

### 2 保育内容の継続

現行の年間行事等を含めた保育内容を継続すること。

「岸部保育園の定員、在園児童数及び職員体制(令和 2 年度)」(参考資料 4)、  
「吹田市立保育園の保育内容及び運営について」(参考資料 5)、「吹田市立保育園の一日」(参考資料 6)、「令和 2 年度(2020 年度)岸部保育園保育内容(抜粋)」(参考資料 7)を参照。

### 3 開所時間と開所日

- (1) 開所時間は午前 7 時から午後 7 時までとすること。
- (2) 開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)を除く月曜日から土曜日とすること。
- (3) ただし、(1)(2)を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。

### 4 定員及び受入年齢

- (1) 民営化前の定員を下回らないこと。定員を変更する際には、市と事前に協議すること。
- (2) 0 歳児(原則として生後 8 週目以降)から 5 歳児までを受け入れること。

### 5 職員配置

- (1) 保育士の人数については以下に定める配置基準以上とすること。

- ア 0歳児クラス 乳児3人に対し保育士1人
- イ 1歳児クラス 乳児5人に対し保育士1人
- ウ 2歳児クラス 幼児6人に対し保育士1人
- エ 3歳児クラス 幼児20人に対し保育士1人
- オ 4歳児クラス 幼児30人に対し保育士1人
- カ 5歳児クラス 幼児30人に対し保育士1人

- (2) 施設長については保育所等で3年以上施設長または施設長に準じた経験を有する者を配置すること。
- (3) 当該園での保育士の構成は3年以上の保育実務経験者を2分の1以上配置するとともに、10年以上の保育実務経験のある主任保育士等を必ず配置すること。
- (4) 専任の看護師を常勤で配置すること。

## 6 特別保育事業

- (1) 延長保育時間、一時預かり事業及び休日保育事業の実施に関しては市と協議を行うこと。
- (2) 発達を支援する必要がある幼児を「吹田市発達支援保育実施要領」（参考資料8）の規定により民営化前と同様に受け入れること。

## 7 地域支援事業

園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

## 8 給食

- (1) 給食は、自園調理方式を採用すること。
- (2) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

## 9 健康診断

関係法令等の定めや入所児童の状況により、健康診断を適切に実施すること。

## 10 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

(「徴収費用一覧」(参考資料9)を参照。)

## 11 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

## 12 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけること。

## 13 安全対策

朝夕の園門周辺の見守りや来訪者に対応する安全管理員等を配置すること。

## 14 保護者との懇談、苦情解決等

- (1) 保護者との懇談会を定期的を開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意をもって対応すること。
- (2) 苦情解決の仕組み(「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」)を整備すること。

## 15 会計年度任用職員の継続雇用について

民営化前に雇用されていた会計年度任用職員が民営化後も就労を希望する場合は、園児への保育環境への変化を最小限に留める観点から引続き雇用を検討すること。



## 合同保育と引継ぎ保育について

### 1 合同保育と引継ぎ保育の概要

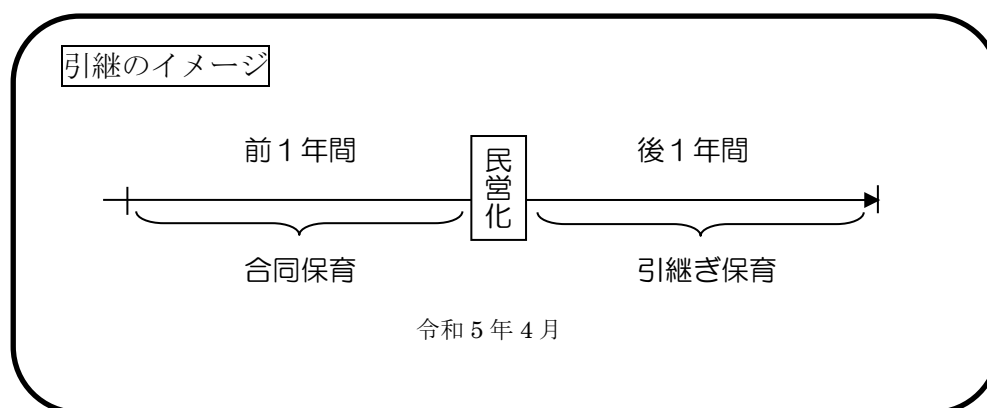
民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行い、現行の年間行事等を含めた保育内容の引継ぎのために、民営化前に合同保育を実施します。また、民営化後には引継ぎ保育を実施し、保育業務の移行が円滑に行えるようにします。

#### (1) 合同保育

民営化の1年前から、段階的に移管先の保育士等が当該園にて保育を行います。

#### (2) 引継ぎ保育

民営化後に当該園に勤務していた園長等が、原則として1年間、定期的に当該園を訪問し、引継ぎ保育に参加し、協定等に従った適切な保育が行われているかの確認を行います。



### 2 基本的な実施方法

#### (1) 合同保育の実施手法

合同保育については令和4年4月から令和5年3月までの1年間実施すること。

ア 園長予定者は行事ごとに随時岸部保育園を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障がい児等配慮を要する園児の保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、岸部保育園の保育士と引継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこと。

イ 主任予定者は毎日岸部保育園を訪問し、引継ぎを受けること。

ウ 担任予定である保育士代表は令和4年4月から12月までの9か月間毎日岸部保育園の保育士と合同保育を行い、引継ぎを受けること。

エ 保育士（各クラス担任予定者）6名を令和5年1月から3月までの3か月間各クラスに毎日配置のうえ、合同保育を行い、引継ぎを受けること。

オ 看護師・調理員各1名については、令和5年1月から3月までの3か月間配置し、引継ぎを受けること。

## (2) 引継ぎ保育の実施手法

引継ぎ保育については令和5年4月から令和6年3月までの1年間実施する。

ア 元園長等は通年で引継ぎ保育を実施する。

イ 保育士（乳児担当の代表）2名が令和5年4月から9月までの6か月間引継ぎ保育を実施する。

ウ 保育士（幼児担当の代表）1名が令和5年4月から6月までの3か月間引継ぎ保育を実施する。

エ 看護師、用務員の各1名について令和5年4月の1か月間引継ぎを実施する。

## 移管先選定に係る審査項目

選定の観点	選定の内容	審査項目(40項目)	配点	
1 や事業 安定主 体とし ての 50点 継続性	(1) 事業の目的・理念	ア 事業者の設立趣旨と理念	5	
		イ 応募理由	5	
	(2) 社会福祉事業に関する知識・経験	ア 事業者沿革・社会福祉事業(保育所運営等)への取組み	5	
		イ 事業者の役員構成等	5	
	(3) 運営の透明性・社会的信望	ア 監査等の結果(事業者・運営保育所)	5	
		イ 情報公開への取組み状況(情報公開・第3者評価受審状況)	5	
	(4) 資金計画・経理状況	ア 事業者としての安定性・継続性	5	
		イ 保育事業としての安定性・継続性	5	
		ウ 事業者としての効率性	5	
		エ 保育事業としての生産性・費用の適正性	5	
	2 内容 を所 継続 営に 向 上 す る 条 件 か を 満 た し 、 50 点 保 育	(1) 理念に基づく保育への取組み	ア 保育の方針(保育課程・指導計画)	5
			イ 人権を尊重する保育	5
ウ 乳児保育(0~2歳児クラス)			5	
エ 幼児保育(3~5歳児クラス)			5	
オ 障がい等のある児童への保育			5	
カ 配慮を要する児童への保育			5	
キ その他の特別な保育(延長保育・一時預かり・休日保育・病児保育等)			5	
ク 行事への取組み			5	
ケ 取組みの共有や実践のための『連携』体制			5	
コ 児童関係帳票等			5	
(2) 安全・管理		ア 安全管理(防犯・事件や事故発生時の対応)	5	
		イ 災害対策(防災・災害発生時の対応)	5	
		ウ 施設・設備管理	5	
(3) 保健		ア 健康管理	5	
		イ 疾病等への対応	5	
		ウ 感染症及び食中毒対策等	5	
(4) 食に関する取組み		ア 食育計画	5	
		イ 給食(献立・食材・調理法)	5	
		ウ 個別食(食物アレルギーのある児童等)	5	
(5) 連携・支援体制		ア 家庭連携(懇談・参観・おたより等)	5	
		イ 保護者支援(育児相談・保護者会活動等)	5	
		ウ 各種機関や近隣地域等との連携	5	
		エ 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	5	
(6) 職員体制		ア 施設長等	5	
		イ 職員の採用計画・配置予定	5	
		ウ 職員の資質や専門性の向上・処遇の充実	5	
(7) その他		ア 引継ぎ体制	5	
		イ 施設整備計画	5	
		ウ 個人情報の保護と苦情解決	5	
		エ その他 特にアピールしたい点	5	
合計			200	





吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内における児童の保育内容の充実を図るため、私立の特定教育・保育施設等に対して、毎年度予算の範囲内において特定教育・保育施設等運営助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による吹田市長の確認を受けた同項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (2) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項の規定による吹田市長の確認を受けた同項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (3) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (5) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (6) 小規模保育等 法第7条第7項に規定する小規模保育及び同条第9項に規定する事業所内保育をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、特定教育・保育施設を設置する者及び市内の特定地域型保育事業者（小規模保育等を行う者に限る。）とする。ただし、国、大阪府及び市を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市外に認定こども園又は保育所（本市の児童が入所する認定こども園又は保育所に限る。）を設置する者のうち、市長が適当と認める者は、発達支援保育等対策費助成に限り、助成対象者とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(助成種別等)

第4条 助成種別、助成の対象となる施設及び事業（以下「助成対象施設」という。）、助成の対象となる事業等（以下「助成対象事業」という。）の要件、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した特定教育・保育施設等運営助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、小規模補修費助成に係る助成金の交付を受けようとする者は、別に市長が定めるところにより、あらかじめ市長と当該助成金に関する協議を完了させておかななければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）
- (2) 交付申請額及びその助成種別

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業所要額調書
- (3) 歳入歳出予算書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、特定教育・保育施設等運営助成金交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載して押印した特定教育・保育施設等運営助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
- (2) 請求額及びその助成種別

(交付)

第8条 助成金は、次の各号に掲げる助成種別に応じ、当該各号に定めるところにより交付する。

- (1) 発達支援保育等対策費助成、認定こども園特別支援教育・保育対策事業費、保育特別対策費助成、延長保育事業費、保育体制強化費、保育士宿舍借上費、看護師助成及び病児保育事業費（体調不良児対応型）に係る助成金 当該年度に2回に分けてそれぞれの交付決定額（第6条又は次条の規定による交付決定額をいう。）の2分の1以内ずつを交付し、当該年度の終了後残額を交付する。
- (2) 小規模補修費助成に係る助成金 別に市長が定めるところによる工事完了手続の終了後交付する。
- (3) その他のものに係る助成金 当該年度の終了後一括して交付する。

(変更交付の申請等)

第9条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した特定教育・保育施設等運営助成金変更交付申請書に第5条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 変更交付申請額及びその助成種別
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、特定教育・保育施設等運営助成金変更交付決定通知書により当該申請をした助成事業者に通知するものとする。この場合においては、第6条後段の規定を準用する。

3 前項の規定による通知を受けた助成事業者の交付の請求については、第7条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに特定教育・保育施設等運営助成金事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業所要額精算書
- (3) 歳入歳出決算書
- (4) 助成対象経費の支払を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、特定教育・保育施設等運営助成金交付額確定通知書により当該報告をした助成事業者に通知するものとする。

(精算)

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に交付した助成金の額が当該確定額に満たないときは当該不足額を交付するものとし、既に交付した助成金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 次条又は第15条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第14条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(申請書等の様式)

第16条 この要領に規定する申請書等の様式は、児童部長が定める。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、児童部長が定める。

別表(第4条関係)

助成種別	助成対象施設	要件	助成対象経費	助成金の額
発達支援 保育等対 策費助成	認定こども園及び 保育所	市長が入所させた障害児（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子ども）に係る保育を実施していること。	障害児の保育を行うに 当たり必要とする経費	<p>助成対象経費の支出額（助成対象経費の総額から助成対象事業に係る利用料、寄附金その他の収入の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は下記助成基準単価によって算出した助成基準額のいずれか少ない額</p> <p>1 月の初日に在籍するよう障害児に係る月額助成基準単価</p> <p>(1) 介助保育士を必要とするとき 障害児1人につき248,240円。ただし、2人以上の障害児の保育を行う場合にあっては、2人目以降の障害児については、1人につき268,920円とする。</p> <p>(2) 介助保育士を必要としないとき 障害児1人につき78,530円</p> <p>(3) 介助看護師を必要とするとき 医療的ケアを必要とする障害児1人につき286,890円</p> <p>2 月の途中に入所させ、又は障害児の認定をした障害児に係る当該月の助成基準単価</p> <p>(1) 2日以降5日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の6</p> <p>(2) 6日以降10日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の5</p> <p>(3) 11日以降15日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の4</p> <p>(4) 16日以降20日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の3</p> <p>(5) 21日以降25日までに入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の2</p> <p>(6) 26日以降に入所させ、又は障害児等の認定をしたとき 前項第1号又は第2号に掲げる額の6分の1</p>

<p>認定こども園特別支援教育・保育対策事業費</p>	<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱の要件を満たす、健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2名以上在籍する幼保連携型認定こども園（学校法人立を除く。）</p>	<p>保育士の配置基準及び補助金事業等の実施による加配職員数を満たした上で多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱の要件を満たす、健康面、発達面において特別な支援が必要な1号認定子どもに係る特別支援教育を実施していること。</p>	<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）を行うに当たり必要とする経費</p>	<p>助成対象経費の支出額又は多様な事業の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額</p>															
<p>保育特別対策費助成</p>	<p>認定こども園及び保育所</p>	<p>保育士の配置基準及び補助金事業等の実施による加配職員数を満たした上で予備保育士を配置していること。（この項目において、認定こども園は、「保育士」を「保育教諭」と読み替えるものとする。）</p> <p>要件項目 (1) 発達支援保育等対策費助成</p>	<p>予備保育士の人件費</p>	<p>助成対象経費の支出額又は下記助成基準単価によって算出した助成基準額のいずれか少ない額</p> <p>月額助成基準単価</p> <table border="1" data-bbox="863 1211 1430 1899"> <thead> <tr> <th colspan="3">助成基準単価（円）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本額</th> <th>加算額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人 目</td> <td>248,240円</td> <td>小学校低学年児童の受入事業を行っている場合 40,000円</td> </tr> <tr> <td>2 人 目</td> <td>(1) 左記要件項目のいずれかを満たす場合 248,240円 (2) 左記要件項目をいずれも満たさない場合 124,120円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	助成基準単価（円）			基本額		加算額	（月額）			1 人 目	248,240円	小学校低学年児童の受入事業を行っている場合 40,000円	2 人 目	(1) 左記要件項目のいずれかを満たす場合 248,240円 (2) 左記要件項目をいずれも満たさない場合 124,120円	
助成基準単価（円）																			
基本額		加算額																	
（月額）																			
1 人 目	248,240円	小学校低学年児童の受入事業を行っている場合 40,000円																	
2 人 目	(1) 左記要件項目のいずれかを満たす場合 248,240円 (2) 左記要件項目をいずれも満たさない場合 124,120円																		

		<p>の対象となる児童を2人以上受け入れているもの。</p> <p>(2) 看護師の配置をしているもの。</p>		
延長保育事業費	認定こども園、保育所及び小規模保育等	<p>国の延長保育事業の要件を満たす延長保育（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対するものに限る。）を実施していること。</p>	延長保育を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は延長保育事業に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額
行事費助成	幼稚園、認定こども園及び保育所	<p>児童のための観劇の行事を実施していること。</p>	観劇の行事を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は年額 15,000 円のいずれか少ない額
園外保育費助成	幼稚園、認定こども園及び保育所	<p>園外保育を実施していること。</p>	園外保育を行うに当たり必要とするバス借上料その他交通費	助成対象経費の支出額又は年額 77,700 円（利用定員 150 人以上の園にあっては 155,400 円）のいずれか少ない額
小規模補修費助成	認定こども園（社会福祉法人又は学校法人が設置するものに限る。）及び保育所	<p>保育用施設等（第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対する保育を行うものに限る。）の補</p>	<p>保育環境の改善を図るために必要な次の各号に掲げる工事（自己所有部分に係る工事に限る。）の施工</p>	助成対象経費支出額の2分の1に相当する額

		修工事（国又は府の助成が受けられるものを除く。）を施工していること。	に要する経費（当該経費の総額が500,000円以上5,000,000円未満の場合に限る。） (1) 保育用施設の補修工事 (2) 保育用施設の附帯設備の補修工事 (3) その他市長が特に必要と認める工事	
保育体制強化費	認定こども園及び保育所	国の保育体制強化事業の要件を満たす保育支援者を配置していること。	保育支援者の人件費	助成対象経費の支出額又は100,000円に保育支援者の配置月数を乗じて得た額のいずれか少ない額
保育士宿舍借上費	認定こども園、保育所及び小規模保育等	国の保育士宿舍借上支援事業の要件を満たす宿舍を借り上げていること。	賃借料その他の保育士用の宿舍を借り上げるに当たり必要とする経費	月及び借り上げた住居ごとに次に掲げる額のいずれか少ない額の4分の3を乗じて得た額（1円未満の端数が生じる場合、これを切り捨てるものとする） (1)助成対象経費の支出額 (2)保育士宿舍借り上げ支援事業に係る国庫補助基準額
看護師助成	認定こども園及び保育所	第2号支給認定子ども及び第3号支給認定子どもに対する保育のための看護師、准看護師又は保健師を配置しているこ	年額4,950,000円を超えて支出する看護師、准看護師又は保健師の人件費	助成対象経費の支出額又は年額816,000円のいずれか少ない額

		と。		
病児保育事業費（体調不良児対応型）	認定こども園、保育所及び小規模保育等	国の病児保育事業（体調不良児対応型）の要件を満たす事業を実施し、かつ、看護師助成を受けていないこと。	病児保育事業（体調不良児対応型）を行うに当たり必要とする経費	助成対象経費の支出額又は病児保育事業（体調不良児対応型）に係る国庫補助基本額のいずれか少ない額

備考

- この表において、「第2号支給認定子ども」とは法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいい、「第3号支給認定子ども」とは法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。
- この表において、保育特別対策費助成の「看護師の配置をしているもの」とは月20日以上1日6時間以上勤務している看護師を配置している場合をいう。



吹田市公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市公立保育所民営化実施計画に基づき民営化する吹田市立保育所の移管を受ける事業者に対し、予算の範囲内において、公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、民営化する吹田市立保育所（以下「市立保育所」という。）の移管を受ける事業者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、園児及び保護者への影響に配慮し、保育に係る事務及び事業の円滑な引継ぎを行うことができるよう、市立保育所が民営化されるまでの間、市立保育所の年間の行事等を合同で行う事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、保育士等（園長に就く予定の者、保育士、看護師及び調理員をいう。以下同じ。）に係る人件費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の総額又は次の各号に掲げる保育士等の区分に応じ当該各号に定める額に保育士等が助成対象事業に従事した日数を乗じて得た額の総額のいずれか少ない額の範囲内において、市長が定める額とする。

- (1) 園長に就く予定の者 1日につき17,120円
- (2) 保育士（主任に就く予定の者） 1日につき16,200円
- (3) 保育士（主任に就く予定の者以外の者） 1日につき13,970円
- (4) 看護師 1日につき16,040円
- (5) 調理員 1日につき9,590円

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載した公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）
- (2) 交付申請額

2 前項の申請書には、合同保育実施計画書（様式第2号）及び保育士等人件費一覧表（様式第3号）を添付しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が指定する日までに、次に掲げる事項を記載して押印した公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の名称等
- (2) 請求額及びその種別

(交付)

第9条 助成金は、当該年度の10月に交付決定額の2分の1以内を交付し、当該年度の終了後残額を交付する。

(変更交付の申請等)

第10条 助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金変更交付申請書（様式第6号）に当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称等
- (2) 変更交付申請額及びその種別
- (3) 変更の理由

2 前項の申請書には、合同保育実施計画書（様式第2号）及び保育士等人件費一覧表（様式第3号）を添付しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金変更交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請をした助成事業者に通知するものとする。この場合においては、第7条後段の規定を準用する。

4 前項の規定による通知を受けた助成事業者の交付の請求については、第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 合同保育実施状況報告書（様式第9号）
- (2) 合同保育参加者名簿（様式第10号）

(3) 合同保育に関する助成金計算書（様式第11号）

(4) 合同保育職員配置記録（様式第12号）

（助成金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、公立保育所民営化に伴う合同保育に関する助成金交付額確定通知書（様式第13号）により当該報告をした助成事業者に通知するものとする。

（精算）

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に交付した助成金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 次条又は第16条後段の規定に違反したとき。

(4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第15条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

（報告の徴収等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。



## 吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、吹田市公立保育所民営化実施計画に基づき民営化する吹田市立保育所の移管を受ける事業者に対し、福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審する経費の一部に係る助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において、交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

**第2条** 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、民営化する吹田市立保育所の移管を受け、大阪府が認証した評価機関（以下「評価機関」という。）による第三者評価を受審した事業者とする。

(助成対象事業)

**第3条** 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が、民営化した保育所について第三者評価を受審し、その結果を公表する事業とする。

(助成対象経費)

**第4条** 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が、第三者評価の受審について評価機関に対し支出する経費（以下「受審料」という。）とする。

(助成金の額等)

**第5条** 助成金の額は、予算の範囲内において、実際に要した額と受審年度の公定価格における第三者評価受審加算の合計額との差額とする。ただし、助成金の交付は、1回限りとする。

(受審契約の締結)

**第6条** 申請者が評価機関と第三者評価の受審契約を締結するに当たっては、2以上の評価機関から見積書を徴取しなければならない。

(交付の申請)

**第7条** 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受審費用が確認できる書類

(2) 評価機関の所在地、名称が確認できる書類

(交付の決定)

**第8条** 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

**第9条** 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金変更交付申請書（様式第3号）に第7条に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(実績報告)

**第10条** 助成事業者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、評価機関で福祉サービス第三者評価を受審したことがわかる書類を添付しなければならない。

(助成金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金確定通知書（様式第6号）により当該報告をした助成事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

**第12条** 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、市長が指定する期日までに、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

**第13条** 市長は、前条の請求書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第14条** 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第15条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

**第15条** 助成事業者は、助成対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

**第16条** 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

**第17条** この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、児童部長が定める。

岸部保育園の定員、在園児童数及び職員体制（令和 2 年度）

1 定員、在園児童数

（単位：人）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
年齢別定員	8(1)	11(1)	17(1)	22(1)	22(2)	24(2)	112
在園児童数 (R3. 1. 1 現在)	8	17	21	25	26	27	124

（ ）内は支援を要する家庭の児童を受け入れるための定員です（外数）。

2 職員体制

（単位：人）

保育士			その他職員						計
園長	園長代理	保育士	保育補助	看護師	用務員	地域担当	一時預り	安全管理員	
1	1	13(8)	(12)	1	2(3)	0	0	(2)	18(23)

（ ）内は会計年度任用職員等の職員です（外数）。



# 吹田市立保育園の保育内容及び運営について

令和3年(2021年)1月

吹田市児童部

## 目次

はじめに	3
1 保育内容	3
(1) 生活	3
(2) 健康、清潔	6
(3) あそび	6
(4) 行事	8
(5) 地域交流	9
(6) 集団づくり	9
(7) 異年齢交流	9
(8) 発達支援保育制度	9
(9) 地域子育て支援	11
(10) 保護者との連携	15
2 運営	15
(1) 個人情報保護について	15
(2) 会議関係	15
(3) 研修について	15
(4) 安全管理	15
(5) 健康管理	15
(6) その他	15

## はじめに

平成 20 年（2008 年）4 月に改訂保育所保育指針が示され、同年より改訂内容を吹田市立保育所の保育に取り入れる為、これまでの保育内容をまとめ、当時の園長及び園長代理が検討会を重ね、保育所全職員の意見も踏まえて、平成 21 年（2009 年）10 月に「吹田市立保育園保育のあゆみ」の冊子を作成しました。

平成 30 年度（2018 年度）に吹田市立南保育園を民間事業者に移管するにあたり、この冊子をもとに、再度園長で検討会を行い、あらたに「吹田市立保育園の保育内容及び運営について」を作成し、その後、更新も行いました。

「大切な子供をお預かりする」という姿勢を一人ひとりの職員がしっかり自覚して保育を行うこと及び発達理論を学び「児童一人ひとりの持っている力を十分に発揮させる保育」をめざし、常に目の前の子供の状況に即した保育教育を柔軟に実践することを理念としています。

## 1 保育内容

### (1) 生活

快便、快食、快眠の生活を送ることが豊かにあそぶ土台になる。  
大人の都合ではなく、子供を中心にした生活を家庭と園で連携してつくる。  
24 時間を見通した生活リズムを大切にし、気持ちよくすごせるように配慮する。  
早寝早起きの生活リズムの大切さを保護者にも伝える。

### ア 0歳児・・・『人を好きになる土台作り』

#### (ア) 食育

- a ミルクを飲ませる時は、語りかけながら抱っこでゆったりとした気持ちで飲ませる。  
個々の飲み具合によって、乳首の形や穴のサイズを考えている。
- b 母乳を与えたいと願っている親の気持ちに寄り添い、母乳バックの利用も行っている。  
進め方は個々の子供の状況に応じて、家庭と連携しながら進めている。
- c 離乳食は、1 歳 6 か月までに完了し、幼児食へと移行を目指している。
- d 食事指導は保育者と子供が向かい合い、語りかけながら楽しい雰囲気食べるようにしている。
- e 友達と数人で一緒に食べながら、子供同士の関わりが持てるように、テーブルや保育士の位置に配慮している。
- f 自分で食べる事を大切にしている。（手づかみの保障）
- g スプーンやコップに慣れる。
- h 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつなど、生活の締めくくりを大切にしている。
- i 初めての食材は家庭で試してもらってから園で食べるようにしている。

(イ) 睡眠

- a 寝返りができるとベビーベッドは使わず、子供が目覚めて、自分から保育士や友達の側に行けるように布団を使用している。
- b 7か月ごろ～1歳半ごろを目安に午前・午後の2回睡眠を保障している。
- c 乳児にとって成長に合わせた快の生活リズム（寝て・食べて・遊ぶ）をつくっている。

※SIDS（乳幼児突然死症候群）のチェック

厚生労働省の基準に伴い、午睡中の睡眠状況の確認を5分おきに行っている。うつぶせ寝にしない。姿勢の向きをチェックし記録する。

(ロ) 排泄

- a 快、不快を感じる力を育てることを大事にしている。おむつ交換時、「気持ちいいね」「気持ちよくなったね」などの言葉かけをし、気持ちや感覚を育てていくことを大切にしている。
- b 0歳児の時期はオマルに慣れる事を大切にしている。  
股関節の不自然な開き過ぎを防ぎ、腹圧をかけて排便を促す姿勢がとりやすいチャンパーポットを使用している。
- c 布おむつを大事にしていたが、保護者の負担を考え、紙おむつとの選択にしている。

(ハ) 衣類

- a 動きに制限のあるつなぎ服ではなく、上下に分かれた衣類を使用している。
- b 「ここに、おてていれてね」等言葉かけをし、自分でしようとするよう促している。

イ 1歳児…『自我の芽生え…自分でしようとする気持ちを育む』

(ア) 食育

- a 大人や友達と楽しい雰囲気の中で、自分で食べる事を大切にしている。
- b 食材に触れたり、簡単なお手伝いをして、食べる事への興味や関心を育てている。
- c スプーンやフォークを使って食べる。

(イ) 睡眠

2回睡眠から1回睡眠の移行については、個人を大切にする。

\*移行の目安

- a 1回目にたっぷり眠れる。
- b 2回目が寝にくくなる。
- c 1回目に寝付くまでの時間がかかる…など子供の様子を見て、無理なく進めている。

※保育時間も長くなっている。家庭との連携を取りながら、子供の生活を24時間サイクルで把握するなど配慮している。

(ウ) 排泄

自立に向けての取組を大切にしている。

- a 生活の節目で声をかけてトイレに行くよう促している。
- b 画一的にならないように、個人差を大切にしてい気持ち尊重している。
- c 男の子は立って便器を使う事を経験させている。

(イ) 着脱

自我の芽生えと共に着脱の意欲が出てくるので、それに合わせて「ジブンデ」の気持ちを育てていく。

- a こだわりや好き嫌いもはっきりしてくるので、自分の服を出してくるなど選ぶ事を尊重している。
- b 子供達のやりたい気持ちを大事にしながら援助している。
- c 自分でできたことに共感し、自信へとつなげていく。(パンツ・ズボン・帽子・靴など)

ウ 2歳児…『自分でできたことを喜び、意欲を育む』

(ア) 食育

- a 見通しや期待を持ち、意欲的に食べられるように、給食の手伝いや食材の皮むき、簡単なクッキング保育等をしている。
- b 満3歳以降にお箸を使い始める。大人がそばについて見守り励ましている。

(イ) 睡眠

毎日、同じ日課で過ごすことで規則正しい生活リズムや生活の見通しを作っている。

(ウ) 排泄

- a 生活の節目で声をかけ促す。
- b 自分で行きたい時に行く。
- c 大人に見守られ後始末をしようとする。

(イ) 着脱

自分で服の脱ぎ着やボタンのはめ外しが出来るようになる。

エ 幼児期…『早寝早起きの生活リズムを大切にしている』

(ア) 食育

- a 一人ひとり、育ってきた環境を大切にしながら、好き嫌いなく意欲的に食べる。
- b スプーンを正しく使えるようになってからお箸を使って食べる。
- c 食材や献立、メニューなどに興味をもち、期待しながら食べる。
- d 栽培をしたり、クッキング保育を取り組む。
- e 友達や大人と楽しく食べる。食事のマナーを大切にす。

(イ) 睡眠

年齢に応じ、一定時間ぐっすり眠る。

(ウ) 排泄

排泄の自立をめざす。

## (2) 健康、清潔

### ア 0歳児～2歳児期

- (ア) 薄着で過ごしている。
- (イ) 裸足で過ごしている。
- (ウ) 0、1歳は視診をし、体温を測りながら保護者と共に健康状態を把握している。
- (エ) 戸外遊び、遊具、外気浴、水遊びなどで全身を使って遊び、健康な身体を作る。
- (オ) 室温調節を行い、汗をかくことを大切にしている。

### イ 幼児期

- (ア) 健康で丈夫な身体を作る為に年間を通して室内は裸足で過ごしている。
- (イ) 遊んだ後や食後、午睡前には手や足を洗い気持ちよく清潔に過ごしている。
- (ウ) 食べた後、お茶や歯磨きで口の中を清潔にしている。
- (エ) 衣服が汚れたら着替えて気持ちよく過ごしている。
- (オ) 鼻水が出たら自分でかみ、気持ちよく過ごす。

## (3) あそび

心も身体も健康で豊かにたくましく育っていくために、全身運動を促し、年齢に応じたさまざまな遊びを提供する。その中で、友達との関りや考える力を育てていく。

### ア 0歳児

- (ア) 笑顔で子供に向かい合い、あやし遊び、ふれあい遊び、ゆさぶり遊びをする。
- (イ) 五感を使った遊びを大切にする。
- (ウ) 動きたくなるような環境（人、物）を月齢に応じて保障する。
- (エ) 個々を大事にしながらも、大人や友達を配慮した生活を作る。
- (オ) やりとり遊びをし、大人との関わりと心地よい関係を作る。

### イ 1歳児

- (ア) 自然物や小動物などを見て、触って、実感し大人も子供同士も共感し、繰り返しの探索活動を大切にする。
- (イ) 散歩、リズム遊び、固定遊具、あおり動作の出来る乗り物など全身を使った遊

びを大切にする。

- (ウ) 水、砂、土に触って色々な感触を楽しみ遊ぶ。
- (エ) 道具を使って遊ぶ。
- (オ) 経験したことをみたと、つもりや身振り遊びで再現して楽しむ。
- (カ) 手遊び、歌を楽しむ。
- (キ) 1対1のゆったりとした関わりの中で絵本・紙芝居に触れる。
- (ク) 初めと締めくくりを大切にし、間を持って見守る。

## ウ 2歳児

- (ア) 目的を持った活動を繰り返し楽しむ。
- (イ) 走ったり、止まったり、追歩が出来るなど色々な動きを遊びの中で楽しむ。
- (ウ) 手先を使う遊びをたっぷりとする。(ハサミ、のりなどを使う)
- (エ) みんなと一緒に楽しいと思える共感できる保育の工夫をする。
- (オ) 生活経験から根ざしたことを再現し、イメージを共有して遊びを展開する。
- (カ) 手遊びや歌やリズム遊びを楽しむ。
- (キ) 簡単なルールのあるわらべ歌や追いかっこ、かくれんぼなどを楽しむ。
- (ク) 固定遊具を繰り返して遊び、しなやかな身体をつくる。
- (ケ) 水、砂、どろ遊びを楽しむ。

## エ 幼児期

### (ア) 散歩および戸外遊び

目的やねらいをもって散歩を楽しむ。四季折々の自然の変化を五感で感じ、興味関心をもって、楽しめるように戸外遊びや散歩を大切にす。水、砂、土、泥など変化する素材で全身を使って大胆に遊ぶ。夏は水遊び、プール遊びを楽しむ。

- a 歩くことは全身運動を促し、足腰や内臓を丈夫にする。
  - b わくわく、ドキドキする躍動感のある散歩は、身体を育て心を開放させる。
  - c さまざまな環境に触れ、視野と経験を広げ、「ひと」「もの」とのふれあいを通して、発見、出会い、探索活動を通して、五感を養い豊かな感性を育てる。
  - d 見通しを育て、意欲的に生活する。
  - e 交通ルールを身につける。
- (イ) 身体づくり
    - a 生活や遊びを通して、年齢や発達に応じた運動を積み重ね、丈夫で柔軟な身体

をめざす。

b 健康な身体、健康な心は豊かな遊びを作り出し、人と関わる力、考える力を育てる。

(g) リズム運動

a 聴いて、みて、動いて、自分の身体をコントロールする力を育てる。

b 心地よい音楽に合わせて身体を動かし楽しく取り組む中で運動機能を発達させる。

c 大きいクラスの姿をみて憧れたり、やってみたいという意欲を育てる。

(I) 表現活動

a 見て、触れて、遊んで身体で自由に表現する。

b 感じた事を言葉や絵に託して表現し、製作などへも繋げていく。

c 豊かな生活が豊かな表現を生み、豊かな表現は豊かな心を育む。

(f) 集団遊び

ルールを守って、友達と関わって遊ぶ。(さまざまなおにごっこ、わらべうた遊び、ドッチボールなど)

(h) 描画活動

a 体験したことや思いを描画やお話で表現する。(保育士は思いをしっかりと聴き、共感することを大切にする。)

b 時間、人数、素材などを工夫する。

(k) ごっこ遊び

生活経験を土台にして、想像力を膨らませる。大人や友達と共感してうそこの世界を楽しみ、イメージの世界を豊かに広げる。

(l) 絵本

a 年齢や興味に応じた絵本を乳児期から楽しむ。

b 日々の生活の中で、絵本、紙芝居、読み聞かせに親しむ機会を多く持つ。

c 1対1のゆったりとした関わりの中で絵本に触れ、幼児期では、イメージを膨らませ友達と共有しながら、表現遊び、ごっこ遊びや劇遊びを楽しむ。

(4) 行事

ア 園全体で取り組む大きな行事

(ア) 一泊保育・デイキャンプ……5歳児が保育園で一泊する。親と離れて一晩泊まる事で自信をつけたり、友達との関わりがぐっと深まる。他クラスとも関わり、家庭とも連携を取り、園全体で盛り上げていく。日々の生活を見直し、自分のことは自分でする意識を高める。市が責任を持ち消防署や警察にも依頼し、安全対策をとっている。

(イ) 運動会……日常の保育で積み重ねてきた成果を披露し、運動面の力を土台に課題に挑戦して、子供一人ひとりの発達やクラス集団の成長を促す取組として位置付けている。

(ウ) 生活発表会……一年間をしめくくる行事として、子供達が日常の生活の中で



育ち合っている姿をクラス別に見てもらい、保護者と一緒に成長を確かめ合う場でもある。ごっこ遊び、劇遊び、5歳児は劇づくりを取り組んでいる。

(I) 絵画展（作品展）……全園児の絵を展示して保護者に見てもらう機会をつくり、絵を通して子供と会話する事の大切さを伝え、子供の成長を確かめ合っている。

#### イ 伝統行事

こどもの日、夏祭り、敬老の集い、クリスマス会、餅つき、お正月遊び、節分などの行事を通して季節を感じ、日本の伝統文化に触れる機会を作っている。

ウ 毎月誕生会を行い、園全体で誕生児のお祝いをする。

#### エ 園外行事

各年齢にあったねらいを設け、保育に生かせるような場所を選択し、回数も吟味している。

自然に触れられる場所を選択している。4、5歳児は大型バスを使用しての遠足を年一回実施している。

#### (5) 地域交流

ア 小学校、中学校との様々な交流、小学校、中学校、高等学校の職業体験の受け入れをしている。5歳児は就学に向けて地域の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校と交流している。

イ 子育て支援事業など、地域の人との繋がりを持ち、交流を深めている。

#### (6) 集団づくり

一人ひとりを大切に、仲間を大切にして、みんなで力を合わせながら育ち合っほしい。そのために、意見のぶつかりや自己主張を大切にしている。大人が丁寧に対応しつつ、まわりの友達を通して働きかける事でお互いの思いがわかり、仲間意識が育っていく。遊びや生活を通して一人ひとりの子供達やクラス集団が成長し、力をつけていくように取り組んでいる。

#### (7) 異年齢交流

小さい子供は大きい子供に憧れ、大きい子供は小さい子供に優しくするという気持ちを大切に、自然なかたちでの異年齢交流をしている。

#### (8) 発達支援保育制度

「吹田市発達支援保育実施要領」に基づいて、心身に発達の支援を要する児童を、保育所等において集団保育を行うことで、児童の発達を援助し、福祉の増進を図ることを目的とする。

#### ア 対象児童

3歳児以上の児童で療育・医療機関などの関係機関から保育所での集団保育を勧められたり、保育所での集団保育の必要が特に認められる場合とする。

原則として以下に該当する児童とする。

- (ア) 保育所では、戸外での身体を使う活動が主であり、生活とあそびを通して発達を援助するため、9時から17時ぐらいまでの1日保育を受けられる健康状態にあること。
- (イ) 病院や医療型児童発達支援施設等で毎日の訓練が必要でないこと。
- (ロ) 児童発達支援施設等で毎日の専門的な療育が必要でないこと。
- (ハ) 医療的処置（健康上の特別な配慮）を必要としないこと。

## イ 発達支援保育枠

公立保育園では3歳児に1人以内、4、5歳児に各2人以内の発達支援保育枠を設け、発達支援保育が適用される場合は、保護者が希望された園のなかで利用調整を行う。

## ウ 保育の実施

- (ア) クラス保育を基本とし、その児の発達や課題に応じて小集団保育なども行う。
- (イ) 個別指導計画作成クラス会議を持ち、個別指導計画を作る。
- (ロ) 発達支援保育職員会議を持って、全職員で対象児童の状況を把握し、保育の検討を行う。
- (ハ) 児童に対して年1～2回の巡回相談を受け、発達検査、悩みなどを巡回スタッフの専門職に相談し保育の手立てを考える。また保護者との懇談も行い、成長と課題の確認をする。
- (ニ) 訓練が必要な児童は、関係機関、専門職（OT・STなど）と連携して支援する。
- (ホ) 日常的に保護者との連携を密にするとともに、個人懇談を定期的に行う。
- (ヘ) 就学に向けて、小学校との連携（学校見学・体験入学・懇談など）を図る。
- (ヘ) 保護者と職員でともに同じ研修を受講します。また、園で発達支援保育を利用している保護者同士が、相談したり、情報交換ができるような取組を必要に応じて行う。

## エ その他

発達支援保育とは別に、就労等の要件で保育園を利用されている場合でも発達に課題があり、支援が必要となれば、「配慮を要する保育」を実施する。

利用手順は、発達支援保育制度と同様。

（別紙「配慮を要する児童に対する保育の実施に関する内規」参照）

(9) 地域子育て支援

地域に根ざした保育所として、また、地域での子育て支援の拠点施設として各地域に地域担当保育士を配置し、家庭での子育てを支援することや、障害の早期発見や虐待防止の役割を担うことを目的に取り組んでいる。

## ア 育児教室

保健センターとの共催事業として行う育児教室を実施する。

「育ちの主人公は子供自身、子育ての主人公はお父さん、お母さん

一人ぼっちの子育てを吹田のまちからなくしましょう」

- (ア) 親であることの喜びが見出せる。
- (イ) 育児の体験が分かち合える仲間ができる。
- (ウ) 育児不安や疑問が解消・軽減され、見通しが持てる。
- (エ) 子育てを助け合える地域をみんなで作る。



	0才児育児教室	1歳半育児教室
対象児	生後6か月～1歳	1歳7か月～2歳6カ月前後
あそび	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児クラスの子供たちと一緒に遊ぶ</li> <li>・親子のふれあい遊び</li> <li>・手遊び、絵本の読み聞かせ</li> <li>・手作りおもちゃを作る</li> <li>・遊具の紹介</li> <li>・園児との交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子ふれあい遊び</li> <li>・手遊び、絵本の読み聞かせ、リズム遊び、ちぎり紙遊び、どろんこ、大型遊具遊び、体操、絵の具遊び</li> <li>・探索散歩</li> <li>・保育園児との交流など</li> </ul>
食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月齢に応じた離乳食を提供量や食材の切り方、柔らかさなど、実際に食べてみることでよくわかると好評</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児と同じ幼児食を提供 1コースの中で1回園児と同じメニューを食べる</li> <li>・おやつを提供 いりこ・昆布・するめなどしっかり噛むものやお菓子以外のものがおやつになることを伝える 簡単手作りおやつのマカロニあべかわなど好評</li> </ul>
学び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達、生活リズム、トイレトレーニング、予防接種、歯磨きなどについて、おたよりをだし、話しをする</li> </ul>	
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児育児教室のしおり</li> <li>・離乳食のしおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいあいひろばのしおり</li> </ul>
育児交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前アンケートを基に母親同士の意見交流の場を設定し、育児相談もしている</li> </ul>	
仲間作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児教室終了後にOB会・サークルを作り、地域の既存のサークルを紹介して、親同士のつながりが続くように援助する</li> </ul>	

## イ 園庭開放（ホール開放）

安心して遊べる親子の場所を提供している。  
あかちゃんのためにホールを開放している。

## ウ 地域開放事業

以下の地域開放事業を行っている。

- (ア) こどもの日のつどい
- (イ) どろんこ
- (ウ) プール開放
- (エ) 夏祭り
- (オ) 地域運動会
- (カ) やきいも
- (キ) クリスマス会
- (ク) お正月あそび
- (ケ) 節分



## エ まちかど子育て絵本館

園庭・ホール開放、地域開放行事などで来られた時に絵本の貸し出し、よい絵本に触れる機会を提供している。

## オ 育児相談

子育てについての不安や悩みなど相談している。

## カ あかちゃん会

親子で遊びながら子育てする保護者の輪を広げる。月1回開催。

## キ 子育て支援関係機関連絡会

地域で子育てをする基盤が整備され、保育所、幼稚園、児童センター、保健センター、民生児童委員、地区福祉委員などで作っている連絡会に参加していく。

## ク 地域教育協議会

教育委員会所管で各中学校校区を単位として、小学校、中学校、民生児童委員、地区福祉委員、青少年対策委員、体育振興会、公民館長、幼稚園、保育園などが地域の子供の育ちをみんなで見守るよう連携していく。

## ケ 地域の各団体との連携

地区福祉員会、自治会、子育てサロン、児童センターなどと情報を共有する。

## コ サークル支援

育児教室終了後、地域のサークルを紹介したり、OBサークルの発足を呼びかけたりする。

また運営そのものや、遊びの提供、子育て相談、集える場の紹介など要求に合わせた支援をしていく。

## サ 一時預かり事業

保護者の断続的、短時間の就労などにより週1～3日、家庭での保育が困難になるときや、保護者の病気などにより一時的に家庭での保育ができないときに保育所等でお預かりする事業です。南千里保育園、はぎのきこども園、いずみ小規模園の3園で実施しています。

利用曜日・時間 ※1	対象年齢区分 ※2	利用料 ※3
月曜日～金曜日 9：00～17：00	3歳未満児童	2,500円/日
	3歳以上児童	1,500円/日
土曜日 9：00～12：00	3歳未満児童	1,250円/日
	3歳以上児童	750円/日

※1 日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みとなります。

※2 年齢については、利用年度の4月1日現在の、満年齢となります。

※3 給食を希望される場合は、別途300円が必要となります。

## (10) 保護者との連携

ア 園だより

イ 保健だより

ウ 給食献立表

エ 栄養だより

オ クラスだより

カ 連絡ノート

キ 健康手帳

ク 視診表の記入

ケ 健康観察カード

コ 保育参観（プール参観含む）

サ 行事参加（運動会、生活発表会、年長児のみ卒園式）

シ クラス懇談会（年3回）

ス 個人懇談

## 2 運営

### (1) 個人情報保護について

「個人情報取扱いマニュアル」を策定し、保育所からの個人情報の流出防止に努めている。

### (2) 会議関係

- ア 職員会議
- イ カリキュラム会議
- ウ 朝会
- エ 乳幼児ブロック会議
- オ アレルギー会議
- カ 給食反省会
- キ 各行事実行委員会
- ク 体制会議
- ケ 発達支援会議
- コ クラス会議

### (3) 研修について

- ア 室の20 講座研修を交代で参加
- イ ケース研究会
- ウ 園内研修

### (4) 安全管理

- ア 避難訓練
- イ 防災訓練
- ウ 不審者対応訓練
- エ 危機管理訓練

### (5) 健康管理

- ア 救急マニュアル
- イ アレルギーマニュアル
- ウ 緊急時対応マニュアル
- エ 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

### (6) その他

- ア 保健業務の手引き
- イ 給食調理の手引き
- ウ 個人情報取扱いマニュアル
- エ 食物アレルギー対応マニュアル
- オ 緊急マニュアル
- カ 地震等防災マニュアル
- キ 地震対応初動マニュアル

- ク 不審者対応マニュアル
- ケ 防犯安全基本マニュアル
- コ 非常災害時におけるマニュアル
- サ 発達支援保育実施要領
- シ 配慮を要する児童に対する保育の実施に関する内規
- ス 保育所児童保育要録開示要領
- セ 遠足での確認事項について
- ソ セアカゴケグモ対応マニュアル
- タ 医療的ケア実施要領
- チ 職員検便結果陽性時の取扱いについて
- ツ エピペンの取扱いに関する手引き
- テ 人権保育基本方針
- ト 児童虐待対応マニュアル





お散歩で自然物と触れ合ったり、しっかり歩くことを大切にしています。

ドロンコや水遊びを思い切り楽しみ、いろいろな感覚を育てていきます。



# 友だちとよく遊び、 仲間を大切にする子



みんなで楽しい遊びを経験する中で、友だちとのつながりを深めていきます。



## 絵本 だいすき!

いろいろな絵本に親しみ、ごっこ遊びも楽しみながら、イメージする力をつけていきます。



## 食べるの だいすき!

旬の食材を使った給食や、栽培お手伝い、クッキングなどを通して食育に取り組んでいます。



## 季節の行事

毎月、誕生会や発育測定、避難訓練などがあります

### 春

入園進級式 こどもの日のついで  
遠足 人形劇鑑賞 だるまこあそび  
保育参観 クラス懇談会  
内科健診 歯科健診 視力測定



### 夏

プールあそび 一泊保育(5才児)  
平和のついで 夏祭り



### 秋

敬老のついで 運動会  
芋ほり 焼きも 遠足  
クラス懇談会 個人懇談



### 冬

もちつき クリスマスお楽しみ会  
お正月あそび 節分 生活発表会  
クラス懇談会 お別れ会  
遠足 卒園式



## 吹田市立保育園の一日

7:00 7:30 9:00 11:00 12:00 14:00 15:30 17:00 18:30 19:00

延長保育時間	当番時間	クラス別保育	給食	お昼寝	クラス別保育	おやつ	当番時間	延長保育時間
	乳児と幼児に分かれて遊びます	散歩・集団遊び・リズム運動など年齢に合わせた保育をします	自園調理をしています。みんなで楽しく食べます	各年齢に応じた睡眠の時間を取っています	ごっこ遊びや好きな遊びをして仲良く関係を深めます	手作りおやつは好評です。みんな楽しみにしています	園庭で体をいっぱい使い、異年齢と交流して遊びます	

令和2年度（2020年度） 岸部保育園保育内容（抜粋）

項目	行事
保育・行事	入園・進級式、散歩、どろんこ、プール リズム、クッキング保育、描画活動、絵本との関わり 遠足、子供の日のつどい、七夕、夏まつり 敬老のつどい、運動会、焼き芋大会、クリスマス会 絵画展、お餅つき、お正月あそび、節分 ひなまつり、生活発表会、お別れ会、誕生日会 一泊保育、卒園アルバム・文集、卒園式、他園との交流
安全	避難訓練（火災、地震、不審者等） 交通安全指導、門の警備
保健	歯磨き指導、健康の記録、登園時体調チェック 発熱時・急病時対応、嘔吐・下痢対応、感染症対応、与薬 内科検診、乳児検診、歯科検診、身長体重測定、視力測定 SIDSチェック、検尿
給食	自園調理給食、アレルギー対応、誕生会、行事食 食育の取り組み、見本食、食材の産地公開
連携・支援	園だより、ほけんだより、クラスだより、クラス懇談会、栄養だより 個人懇談、家庭訪問、保育参観、プール参観、写真販売 ビデオ販売、連絡帳、保護者会、保護者の園舎使用、 地域との交流、地域向け開放行事、プール開放、園庭開放、ホール開放 育児教室、地域子育て支援、発達支援・要配慮保育

## 吹田市発達支援保育実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、心身の障害等によりその発達を支援する必要がある児童（以下「障害児等」という。）に対し、保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における発達支援保育（集団生活への適応を図るとともに、日常生活における基本的な動作、知識技能等を習得させるための保育をいう。以下同じ。）を実施することにより、当該障害児等の福祉の増進を図ることを目的とする。

## (対象児童)

第2条 発達支援保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する障害児等であって、日々保育所等に通所することができるものとする。

- (1) 当該年度の初日において満3歳以上である就学前児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）
- (2) 集団での日々の生活を送ることができる健康状態であること。
- (3) 医療機関、医療型児童発達支援センター等における日々の訓練が必要でないこと。
- (4) 児童発達支援センター等における日々の専門的な療育が必要でないこと。
- (5) 医療的ケア等の特別な配慮を必要としないこと。

## (発達支援保育の実施)

第3条 市長は、吹田市立保育所及び吹田市立幼保連携型認定こども園（以下「吹田市立保育所等」という。）において発達支援保育を実施する。

- 2 市長は、吹田市立保育所等以外の保育所等において発達支援保育を実施する者に対し、支援を行うものとする。

## (定員)

第4条 吹田市立保育所等における発達支援保育の定員は、集団保育を適切に実施することができる範囲内において市長が定める。

- 2 前条第2項の規定による支援を受けて実施する発達支援保育の定員は、集団保育を適切に実施することができる範囲内において、当該発達支援保育を実施する者が定める。この場合において、当該発達支援保育を実施する者は、市長と協議しなければならない。

## (利用)

第5条 市長は、法第20条第1項の規定による認定の申請により発達支援保育に係る面接を行い、次条に規定する会議における協議を経て、発達支援保育の利用を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による発達支援保育の利用の決定に必要な書類の提出を申請者に求めることができる。
- 3 発達支援保育の利用調整（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第

3項の規定により行う調整をいう。)は、吹田市保育所等利用調整基準(平成18年10月31日制定)第2条第1号から第3号の規定に基づき、第1項の面接等により把握した申請に係る障害児等の状況及びその家庭環境並びに同項の会議における協議の結果を総合的に勘案して行うものとする。

4 発達支援保育の利用期間は、原則として、年度の初日からその年度の末日までとする。

(発達支援保育検討会議)

第6条 発達支援保育を円滑に推進するため、発達支援保育検討会議を置く。

2 発達支援保育検討会議は、障害児等の発達支援保育の利用の適否及び保育条件を個別に協議するため、発達支援保育検討会議事前会議(以下「事前会議」という。)を置く。

3 発達支援保育検討会議は、事前会議の協議を経て、発達支援保育の利用の適否など発達支援保育に関する事項について協議する。

4 発達支援保育検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 保育幼稚園室長、地域支援センター所長、杉の子学園長、わかたけ園長、保育幼稚園室参事(保育担当)及び保育幼稚園室長が指名する職員

(2) 保育所等園長代表、保育者代表、理学療法士又は作業療法士、発達指導員及び保健師又は看護師

5 事前会議は、前項第2号に掲げる者をもって構成する。

6 発達支援保育検討会議は、必要に応じ、次に掲げる者に発達支援保育検討会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(1) 心身障害等に関する専門的な知識を有する小児科、内科、精神科、整形外科医師等の専門の医師で、一般社団法人吹田市医師会から推薦されたもの

(2) 発達支援保育を実施する吹田市立保育所等の関係者

(3) その他発達支援保育に関する専門的な知識を有する者

7 発達支援保育検討会議は、保育幼稚園室長が主宰する。

8 保育幼稚園室長に事故があるときは、第4項第1号に掲げる者のうち保育幼稚園室長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 発達支援保育検討会議は、当該年度に1回開催する。

10 発達支援保育検討会議の庶務は、児童部保育幼稚園室において処理する。

(体験保育)

第7条 市長は、心身の状況を把握する必要があると認める障害児等について、体験保育を保育所等で実施する。

(職員の配置)

第8条 市長は、発達支援保育を適切に実施するため、保育条件協議会を置き、発達支援保育を利用する児童の保育条件を個別に協議し、吹田市立保育所等に必要な数の保育士その他の職員を配置するものとする。

2 第3条第2項の規定による支援は、適切な発達支援保育を実施するために必要な

職員を配置することができるよう吹田市特定教育・保育施設等助成金交付要領に基づく支援を行うものとする。

(巡回相談)

第9条 市長は、発達支援保育を適切に実施するため必要があると認めるときは、職員をして、保育所等を訪問させ、当該保育所等において発達支援保育を利用する児童の保護者及び当該保育所等の職員からの相談に応じさせるものとする。

(関係機関等との連携)

第10条 市長は、発達支援保育を円滑に推進するため、関係機関及び保護者との連携を密にし、必要があると認めるときは、これらに協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、発達支援保育の実施に関し必要な事項は、児童部長が定める。

## 徴収費用一覧

令和2年度吹田市立岸部保育園分

## 1 共済掛金

徴収内容	金額	備考
スポーツ振興センターの 災害共済給付制度掛金	240円/年	0歳から

## 2 教材費など

徴収内容	金額	備考
教材費	粘土※	280円/年 4歳から
	粘土ケース※	270円 4歳から(初年度のみ)
	粘土板※	390円 4歳から(初年度のみ)
	はさみ	450円 3歳から(初年度のみ)
	のり	140円/個 3歳から
	道具箱	460円 4歳から(初年度のみ)
帽子	1080円	1歳から
シーツ代	600円/枚	掛布団、敷布団用で各1枚

※教材費の粘土、粘土ケース、粘土板については、令和3年度より3歳からの購入

## 3 その他費用

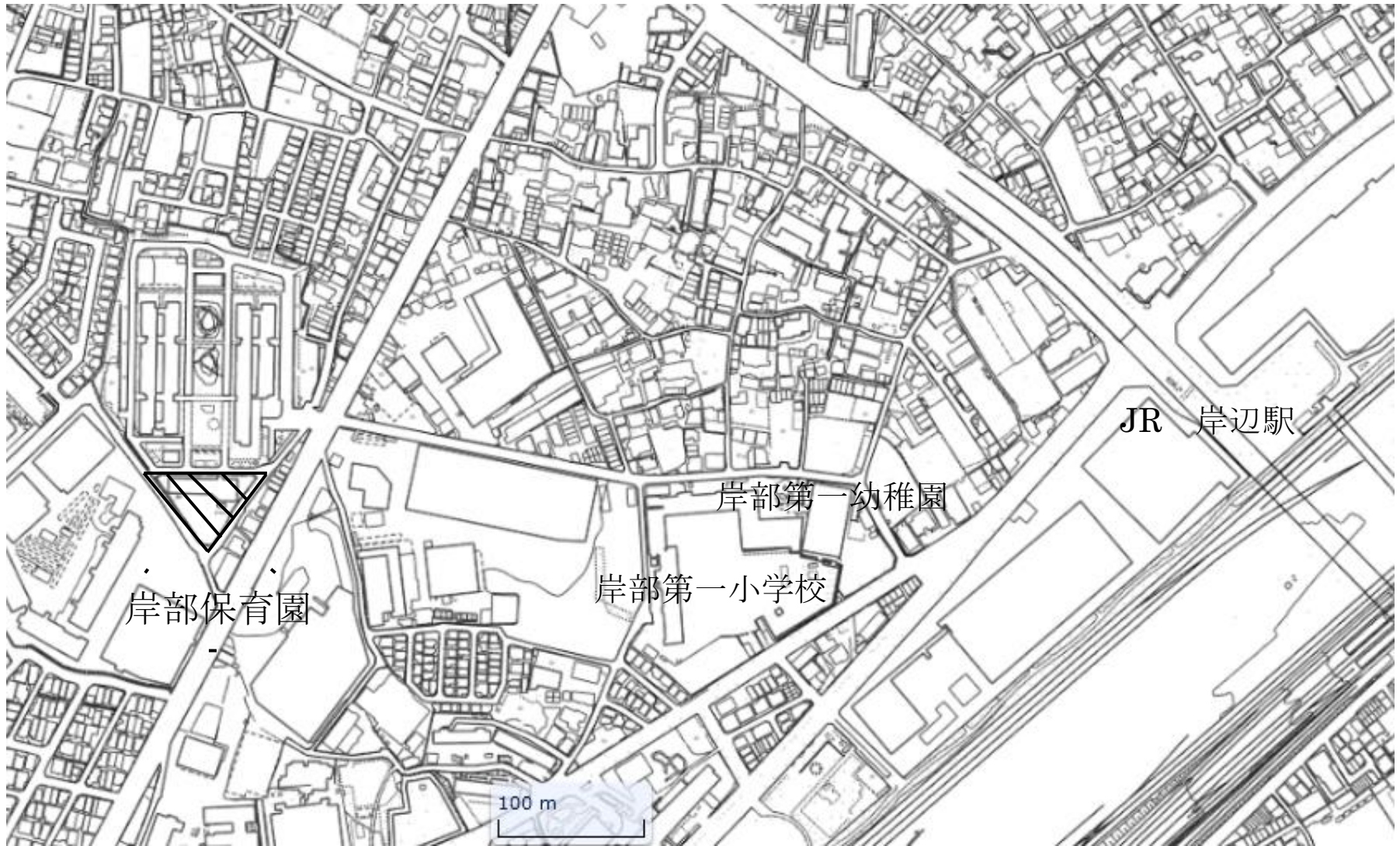
徴収内容	金額	備考
写真代	30円以下/枚	
交通費(園外保育の電車代など)	実費	年4~6回程度
クッキング(食材費)	100円以下/回	年6回程度

## 4 延長保育料

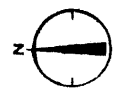
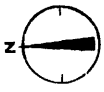
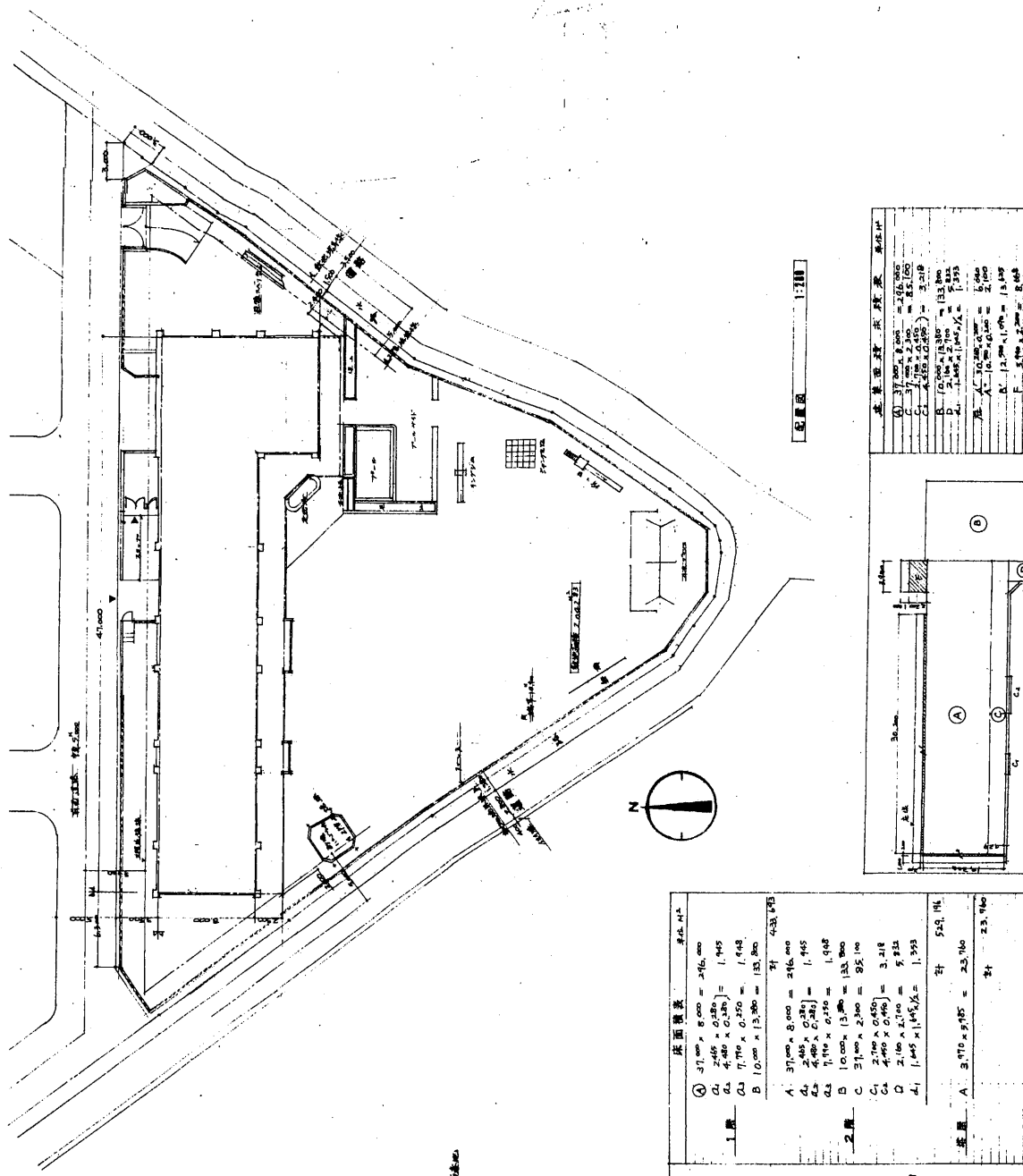
徴収内容	金額	備考
延長保育料[月極め(朝利用)]	2,600円/月	朝7:00から7:30まで
延長保育料[月極め(夕利用)]	2,600円/月	夕18:30から19:00まで
延長保育料[月極め(朝夕利用)]	5,200円/月	朝7:00から7:30まで 夕18:30から19:00まで
延長保育料[日割り(朝利用)]	200円/回	朝7:00から7:30まで
延長保育料[日割り(夕利用)]	200円/回	夕18:30から19:00まで



# 岸部保育園位置図



G·N-71012



縮尺 1:200

床面積表	単位 m <sup>2</sup>
1階	
A	37.00 × 8.00 = 296.00
D <sub>1</sub>	2.40 × 0.28 = 0.67
D <sub>2</sub>	4.40 × 0.20 = 0.88
D <sub>3</sub>	7.70 × 0.20 = 1.54
B	10.00 × 13.30 = 133.00
計	433.09
2階	
A	37.00 × 8.00 = 296.00
D <sub>1</sub>	2.40 × 0.28 = 0.67
D <sub>2</sub>	4.40 × 0.20 = 0.88
D <sub>3</sub>	7.70 × 0.20 = 1.54
B	10.00 × 13.30 = 133.00
C	37.00 × 2.30 = 85.10
C <sub>1</sub>	2.70 × 0.60 = 1.62
C <sub>2</sub>	4.40 × 0.40 = 1.76
D	2.10 × 2.10 = 4.41
D <sub>1</sub>	1.40 × 1.40 = 1.96
計	521.14
塔屋	
A	3.97 × 5.85 = 23.14
計	23.14
床面積	977.37

基礎面積表	単位 m <sup>2</sup>
D <sub>1</sub>	37.00 × 8.00 = 296.00
D <sub>2</sub>	2.40 × 0.28 = 0.67
D <sub>3</sub>	4.40 × 0.20 = 0.88
C	7.70 × 0.20 = 1.54
B	10.00 × 13.30 = 133.00
A	10.00 × 13.30 = 133.00
A <sub>1</sub>	12.00 × 1.00 = 12.00
A <sub>2</sub>	10.00 × 1.00 = 10.00
F	5.00 × 2.00 = 10.00
計	609.39
基礎面積	609.39

(株) 山田建設株式会社 設計部 第 3

設計者 山田建設株式会社

監理者 山田建設株式会社

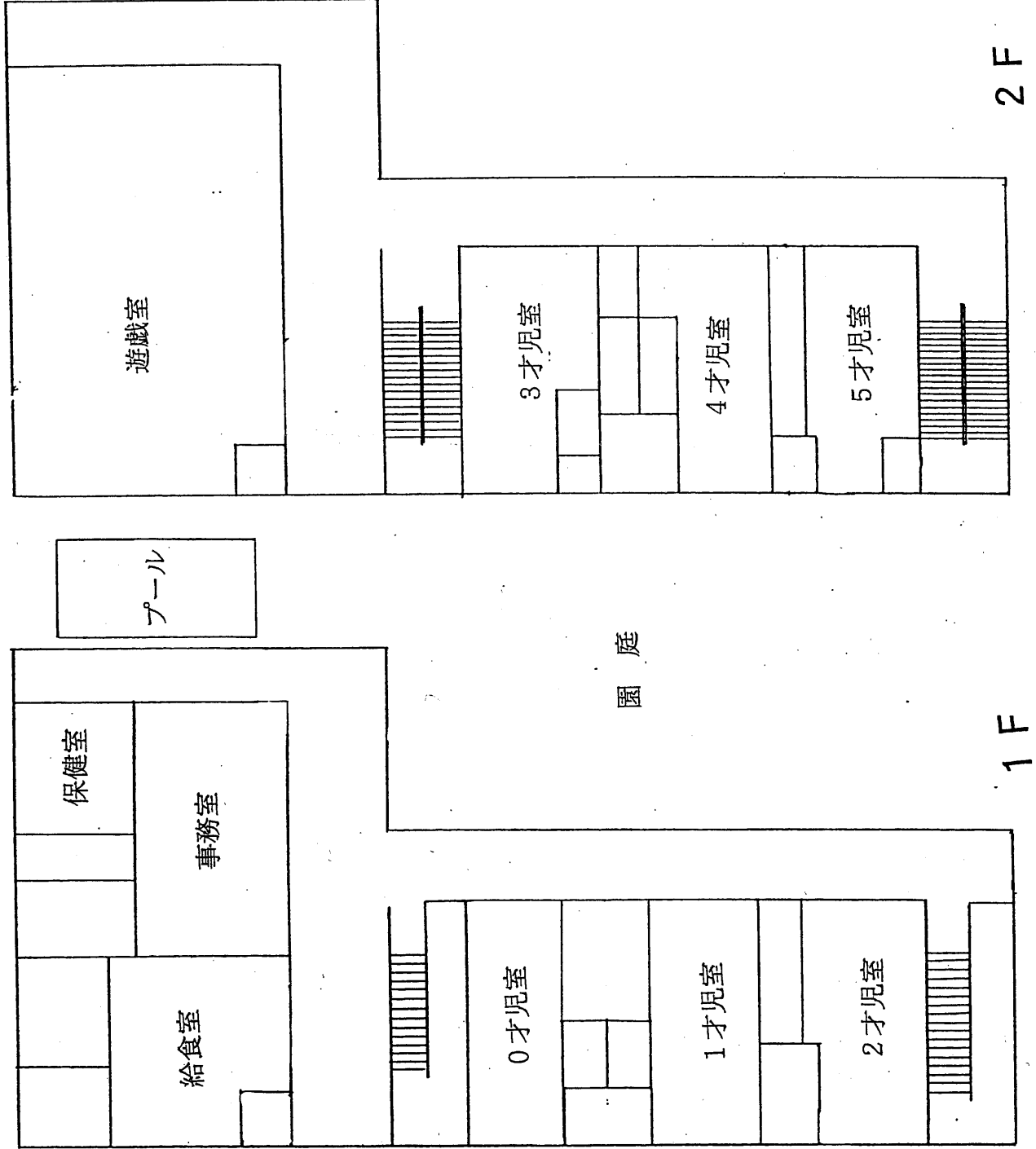
DATE 40.01.3

山田建設株式会社 山田建設株式会社

2011.2.31.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31.32.33.34.35.36.37.38.39.40.41.42.43.44.45.46.47.48.49.50.51.52.53.54.55.56.57.58.59.60.61.62.63.64.65.66.67.68.69.70.71.72.73.74.75.76.77.78.79.80.81.82.83.84.85.86.87.88.89.90.91.92.93.94.95.96.97.98.99.100.



吹田市立 岸部保育園



2 F

1 F

## 岸部保育園民営化に関する保護者アンケート結果と市の考え方

この度は、岸部保育園民営化に関する保護者アンケートに御協力いただき、誠にありがとうございました。

本保護者アンケートは、令和2年10月2日から令和2年10月16日の期間で実施させていただき、15件の御回答を頂戴いたしました。うち、公開を望まないという御回答が2件ございました。

以下がアンケートでいただきました御意見及び御要望と吹田市の考え方でございます。なお、御提出いただきましたアンケートのうち御記入があったもののみ記載しております。

1. 民営化事業全般について御意見、御要望をお書きください（例、スケジュール、合同保育、引継ぎ保育、選定委員会についてなど）

NO	クラス	御意見及び御要望
1	2歳児	今年コロナの関係で、今までの民営化園と比べて不利である。←否定するならば、不利でない理由を（なぜ、どうしてそう思うのか）細かく説明して下さい。
2	2歳児	前回の予定や募集要領と変えたところはあるのでしょうか？
3	2歳児	前回の選定で義務を履行しない業者を選定し、結果協定解除をしたという市の選定能力の低さに不安しかありません。昨今、ニュースでよく保育中の事故や違反、劣悪な保育内容が報道されているのを見ると、そういう業者を選定するのでは？と安心して子どもを預けられません。民営化を進めるのであれば、保護者の不安を取り除く対策、対応を望みます。
4	3歳児	コロナ渦のさなかで、決められたこととは言え、民営化をおし進めることが、子どもたちや保護者、地域住民にとって、良いことは思えません。子どもの命と暮らしを守ることが、市の役目、はたまた公立保育所の役割ではないのでしょうか。
5	4歳児	コロナがまだおさまっておらず、いろんな制限がある中で進めるべきではないと思います。前回は保護者からも事業者に働きかけたり、園の見学に行ったりしましたが、今はそれも難しいのではないですか？ また、短い期間で選定委員を選び、会議をし、事業者を選ぶというのも不安です。せめてもう少しコロナの状況が落ちつくのを待ったほうがいいと思います。説明会すらまともにできない状況だと思いますし、焦ってやることではないのでしょうか。

6	4歳児	引き継ぎ先の保育の在り方をおおむね提示して頂き、(行事・食事の時間・子どもの引き渡し・用意するもの etc・・・) 変更してほしい点などを申し出る形をとれたらと思います。前回は移管先の保育が全く見えませんでした。
7	5歳児	もうやらなくていいのでは・・・。
8	5歳児	前回の原因がはっきりしないまま次の移管先を決めなければならないことに大きな不安があります。次の移管先は、前回のようなことが起らないよう定期的に移管先の意見や不安に耳を傾けながら慎重に民営化をすすめてほしい。
9	不明	前回、事業者決定後、一年かけて三者懇談会をしたが、公立保育園や岸部保育園の保育内容があまり理解されておらず、事業者への質問や事業者の提案もお互い理解しあえないままだったように思える。お互いの保育内容を知るためにも事業者決定後、すぐに岸部保育園に職員を派遣していただき、一年の保育内容を見ていただきたい。そのうえで、合同保育と三者懇談会を並行して行ってもらった方が、お互いの共通認識のもと話を進めていけるように思う。民営化まで短い期間をどうか有効に使っていただきたい。
10	不明	民営化後、何年かの間に、必ず建てかえの話が出てくる。事業者の選定の際に、建て替える場合、代替地はどこを確保できるのか。また、それは誰がどうやって確保するのかを明確にしておかないと、必ず後で、認識の相違が起こる。前回の事業者と、どの点で問題(相違)が発生していたのか、きちんと次の事業者にも公開したうえで進めてほしい。

2. 民営化事業者、吹田市に望むことなどをお書きください。(例、応募資格、保育内容の継続、三者懇談会についてなど)

NO	クラス	御要望及び御意見
1	1歳児	いまと保育内容と、保育方針をガラリと変えないでほしい。民営化すると、委託した所の方針(宗教など)が強くなる(保護者の平等な立場)も崩れやすくなることもよく聞くので(一律で参加、負担もいまぐらい)で、過ごしやすい環境づくりを心がけていただきたいです。
2	2歳児	前回と同じように、事業者が放棄したらまた延期なのか?前回の反省と改善点が保護者に伝えられていないので同じ繰り返しをするのではないかと不安である。←吹田市や事業者の都合なら簡単に延期にできるのはなぜか?保護者が反対しても延期にならないのに? 最後に→アンケートをしてどこまで保護者の意見を取り入れてくれるのですか?

		<p>説明会ができてないのに、選定すすめるのか？</p> <p>例年とは違う民営化であることを認識していますか？</p> <p>子供のことを一番に考えての今年からの民営化ですか？</p> <p>まずは保護者説明会開催後にして下さい。</p>
3	2歳児	<p>民営化事業者の柔軟性を活かし、ニーズに合う保育や運営をしてほしい。例えば、PTA など昔からの習慣で続けているものなどは本当に必要か否か、必要であれば忙しい現代に合う形をつくるなど。</p> <p>事業者には保育園運営経験や実績がある業者を希望します。応募資格にこの条件を加えることを希望します。</p>
4	3歳児	<p>コロナウイルス等、感染症対策を、公立保育園の水準で維持できる、民間の事業者が、このご時世に果たしてあるのでしょうか？同様に保育内容の水準を維持できる民間の事業者はありますか？移管後しばらくは維持できても、ゆくゆくは維持できなくなると思います。</p>
5	4歳児	<p>全てにおいて前回と同じ基準にしてください。加えて、感染症対策の取り組みについても基準に入れて欲しいです。前回のように途中で STOP してしまうことがないようにしてください。</p>
6	4歳児	<p>複数の事業者が手を挙げてもらえる形をとり、その中から選ぶ形をとれたらと思います。最低ライン（保育水準）はクリアは当然とし、その後、高い要望に対応できるところへお願いしたいのが親の希望です。</p>
7	5歳児	<p>吹田市内限定。社福限定。今までと同じで。でも手が挙がらなかったら拡げるのはなしで。手が挙がらなかったらあきらめて下さい。もう振り回さないで下さい。</p>
8	5歳児	<p>吹田市立の保育内容を引き継ぐことはとても大切ですが、それと同様、先生の入替わりがはげしいので子ども達の不安が大きくなります。できるだけ、パートの先生や非常勤の先生に残ってもらえるように吹田市と移管先は残ってもらえる可能性のある先生に働きかけてほしい。</p>
9	不明	<p>吹田市で運営している法人に限っての募集では、法人数も限られており、すでに4園民営化している状況では厳しいのかなとも感じられるため、地域を拡大してもいいのではないかと個人的には思う。ただ、他市の法人であれば応募してくる法人や園、理事長の理念等、しっかり見極められるよう吹田市の職員の方にも何度も法人の方に出向いて行っていただきたいと思う。これ以上、岸部の子供達や保護者、OB を失望させることがないよう職員の方々も大変だと思いますが、頑張ってくださいたいです。</p>

### 3. 吹田市の考え方

吹田市は、平成25年度に保育環境の継続的な維持・充実を推進するための具体的な財源確保策として「吹田市公立保育所民営化実施計画」を策定し、これまで4園の民営化を行ってまいりました。岸部保育園につきましては、令和元年8月1日に移管先事業者との協定を解除いたしましたため、改めて令和5年4月の民営化に向けて進めていくことを御説明してまいりました。民営化通信などでもお知らせいたしておりますように、現在は事業者選定委員会に御参画いただく保護者委員の選出を御依頼いたしておりますので、改めて説明会を開催する段階ではございませんが、事業者選定委員会の開催状況は速やかにお伝えいたします。

この度実施いたしました保護者アンケートにつきましては、保護者の皆様の貴重な御意見及び御要望として、民営化事業の参考とさせていただくとともに、事業者選定委員会へお伝えさせていただきます。

本年度に予定いたしております事業者募集に際しましては、本アンケートの御意見及び御要望を踏まえ、事業者選定委員会で御議論いただき、募集要領を作成します。事業者の応募資格や保育実績、新型コロナウイルス感染症対策などについても御議論いただきたいと考えています。

今年度前半は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、行事、会議等の開催を見合わせておりましたが、現在は、感染防止対策を取りながら再開しております。保育所、高齢者施設などの事業者募集も開始しておりますので、民営化事業におきましても、事業者に積極的に御応募いただけるように、広く広報を行うように取り組んでまいります。

事業者決定後は事業者と協議を重ね、岸部保育園の保育内容を御理解いただけるように、丁寧引き継ぎをおこなってまいります。また、保護者の皆様へも三者懇談会等を通じて情報共有を行い、保護者、事業者、吹田市の三者が共通認識をもって進めていけるよう努めてまいります。

今後実施する事業者選定委員会、三者懇談会、合同保育等におきましても、本市の「感染対策チェックリスト」に基づき、会場の換気、参加者等の身体的距離の確保、会場入口等で手指消毒やマスクの着用等、感染防止対策を取りながら進めてまいります。

今後も、子供達や保護者の皆様への負担の軽減を図りながら慎重かつ丁寧に進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。